

平成 26 年度 事業計画書

公益財団法人
武蔵野市福祉公社

目 次

I 平成 26 年度運営方針	1
(重点項目)	
1 中長期事業計画及び財政健全化計画の策定	1
2 有償在宅福祉サービスと権利擁護事業の事業変更及び体制整備	1
II 本部事業	2
●有償在宅福祉サービス事業及び権利擁護事業等	2
1 有償在宅福祉サービス事業	2
2 啓発普及事業	2
3 権利擁護事業	2
4 地域福祉権利擁護事業	3
5 成年後見事業	3
●居宅介護支援事業及び訪問介護事業	4
6 居宅介護支援事業	4
7 訪問介護サービス事業	4
8 居宅介護サービス事業	4
9 生活支援事業【受託事業】	4
10 ホームヘルパー養成等講習事業	5
III 高齢者福祉施設の管理運営等受託事業	5
●高齢者総合センター受託事業	5
11 高齢者総合センターの管理運営事業【指定管理事業】	5
12 在宅介護支援センター事業【受託事業】	5
13 補助器具センター事業【受託事業】	6
14 デイサービスセンター事業【指定管理事業】	6
15 社会活動センター事業【指定管理事業】	7
●北町高齢者センター受託事業	8
16 北町高齢者センター受託事業【指定管理事業】	8
IV 管理費 (106,063 千円)	8
17 管理費 (106,063 千円)	8
(1) 福祉公社の組織運営事業	8
(2) 中長期事業計画及び財政健全化計画の策定	9
(3) 人材の育成	9
(4) 広報の充実	9

事業計画

I 平成 26 年度運営方針

本年度は、市の健康福祉総合計画の見直し、市の第五期長期計画・調整計画の策定開始が予定されていますが、福祉公社は、これまでに培った経験と信頼を基に、国や地方自治体の施策だけでは在宅生活の継続が難しい高齢者等に対して、時代や制度の変革を踏まえたサービス提供を行っていく役割を担ってまいります。

有償在宅福祉サービスと権利擁護事業を再構築した新事業については、平成 27 年度からの実施を目指し、その詳細を決定し運営体制を整備してまいります。また、周知活動等新たな事業へのスムーズな移行を目指す取り組みを行ってまいります。

本年 2 月には、武蔵野市財政援助出資団体の見直しに関する基本方針が出され、6 つの基本原則に基づき、指定管理の担い手の選択、各事業の必要性や組織のあり方などの検討を進めることとなりました。福祉公社が指定管理を受託している高齢者総合センター及び北町高齢者センターについては、これまでの成果に加え、効率的な運営体制を整備することで、受託継続を目指してまいります。

また、本年度は、中長期事業計画の最終年度であることから、事業計画の実施状況を検証するとともに、有償在宅福祉サービス以外の事業についても必要に応じて見直しを行い、これを基に来年度より取り組む第 2 期中長期事業計画を作成してまいります。

なお、昨年度から検討を行っている社屋購入については、本年度早い時期での購入を目指し、安定的な事務所の確保を図ります。

本年度は、下記の 2 項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでまいります。

(重点項目)

- 1 中長期事業計画及び財政健全化計画の策定
- 2 有償在宅福祉サービスと権利擁護事業の事業変更及び体制整備

公益財団法人武蔵野市福祉公社
理事長 長 澤 博 暁

II 本部事業（289,885 千円）

● 有償在宅福祉サービス事業及び権利擁護事業等（121,574 千円）

1 有償在宅福祉サービス事業（66,392 千円）

本公社では創立当初から、有償在宅福祉サービスとして基本サービスと、家事援助等の個別サービスを提供し、独居の高齢者を含む利用者の安心を包括的に支援してきました。

しかしながら、「武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会報告書」にあるとおり、一部のサービスの必要性は低下しています。一方で、高齢者の単身世帯の増加による家族機能の低下、認知症高齢者の増加に伴い、金銭管理、財産保管を担う権利擁護事業の需要の増大が予想されます。

今年度は、昨年度に引き続き、有償在宅福祉サービスの見直しを進め、今後も安心して地域で在宅生活を送っていただけるよう、新事業体制の決定、運営体制の整備及び広報を行います。また、有償在宅福祉サービス事業から新事業への移行については、利用者にご安心いただけるよう十分な期間を設け、ご理解をいただいた上で、段階的に行ってまいります。

2 啓発普及事業（1,767 千円）

毎月開催の「市民のためのおいじたく講座」は、いざという時の備え、老いが進行する前の準備等の「基礎講座」と、遺言・成年後見制度を主とする「専門講座」を組み合わせで開催します。また、市民からの要請による「出張講座」にも積極的に取り組み、遺言・財産・相続等に関する相談を積極的に受ける等、情報提供や相談事業により、市民が地域で自立して健やかな老後生活を送るための支援を行ってまいります。

また、高齢市民のみならず、親の介護に備えるプレ介護市民に向けても積極的に啓発普及を行ってまいります。

今年度は、没後の希望を伝えていくことで、ご本人の安心感を高め、家族の負担を軽減できるよう「エンディングノートの書き方」講座を開催し、おいじたくの支援に取り組みます。

また、高齢者と関わりのある事業所への「権利擁護」「成年後見制度」の啓発に取り組みます。

なお、「おいじたく・成年後見相談会」は地域包括支援センターと協働して進めていくほか、弁護士による法律相談、生活上の様々な悩み、各種福祉サービスの利用に関する総合相談を行います。

3 権利擁護事業（22,253 千円）

本事業は、総合的な利用者支援を担う有償在宅福祉サービスの財産管理面

の性格を有し、財産管理とこれに付随する相談支援や調整活動を内容としています。

昨年度の「武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会」の報告書の「有償在宅福祉サービスは廃止し権利擁護事業を中心とした事業展開とすべき」との提言を基に、平成27年度から新たな事業展開を行うための準備期間として、有償在宅福祉サービスと併せ、新事業体系の決定、運営体制の整備及び広報等を行います。

新たな権利擁護事業の体制整備として、身上配慮と財産管理からなる利用者支援の責任者であり利用者の支援計画を策定する専門員への研修、利用者を定期的に訪問し福祉サービスの利用手続きや貯金の出納をサポートする生活支援員の養成を行います。

昨年度から、支援計画に基づき生活保護費等の収入管理、経費の支払いの代行、金銭管理支援等に係る相談対応を行う「生活保護受給者金銭管理支援業務」を武蔵野市より受託しています。昨年度末より支援対象者数の拡大を進めており、本年度も、心身の疾患や障害等様々な事情により、生活保護費等の金銭を適切に管理することが難しく生活に支障をきたしている生活保護受給者が、安定した社会生活を営めるよう支援を行ってまいります。

4 地域福祉権利擁護事業（4,206千円）

本事業は、東京都社会福祉協議会からの受託事業であり、利用料が低額に設定されており、幅広い市民の利用が可能なことから、現在見直しを進めている新事業体系の中核とする方向で検討を進めてまいります。

5 成年後見事業（26,956千円）

武蔵野市の成年後見推進機関として、後見ニーズを有する市民に対し、成年後見申し立ての支援を行います。また、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の関係機関と連携して、成年後見制度の推進に努めます。

さらに法人として成年後見人等及び任意後見受任者に任じます。これまで積み重ねてきた利用者支援の方法を生かし、法律行為の代理事務のみならず、広く利用者の暮らしを支援します。さらに、市長による成年後見申し立ての成年後見人等を受任します。

市民後見人育成につきましては、その主体が東京都から市区町村に移行されるため、東京都社会福祉協議会北北ブロック所属の社会福祉協議会と共同して「後見人等候補者養成事業」を開催いたします。また、昨年同様、修了者に対するフォローアップ研修を実施し、社会貢献型後見人の育成に取り組んでいくと伴に、後見監督業務においても、社会貢献型後見人へのバックアップ体制の強化に努めます。

●居宅介護支援事業及び訪問介護事業（168,311千円）

6 居宅介護支援事業（16,893千円）

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。多くの課題を持った方も積極的に受け入れ、多機関連携が必要な場合も公社が調整機能を果たすことにより、自立した生活が送れるよう支援します。また、介護保険制度における体制加算Ⅱを維持し、収入の安定を図ります。

武蔵野市居宅介護支援事業所連絡協議会の幹事として、武蔵野市で事業展開を行う指定居宅介護支援事業者間の連携・相互補完を図り、情報の共有、及びサービスの質の向上等に取り組みます。

7 訪問介護サービス事業（116,868千円）

介護保険法に基づく訪問介護サービス事業を実施します。

現在、体制整備が進められている地域包括ケアの観点からも、多機関・多職種連携を、進めてまいります。

登録ヘルパー・フレックスヘルパーと共にチームケアを推進し、ケア内容の標準化等により、安心して適切なサービスを提供できるよう努めます。また、身体介護のニーズに応えられるようにヘルパーのスキルアップに努めるとともに、市内の訪問介護事業所のサービスの質の向上に取り組むため、高齢者障害者諸施策、介護技術、医療補助ケア、倫理・法令遵守等の研修を実施しつつ、各事業所職員が参加しやすい研修体系についても検討してまいります。

なお、サービスの質を維持しつつも、人員配置の見直し、業務の効率化などにより、収支改善を目指します。

8 居宅介護サービス事業（13,102千円）

障害者総合支援法に基づき、障害のある方が、地域社会において安心して在宅生活を継続していけるよう、身体介護、家事援助、通院等の介助を行うとともに、関係諸機関と連携を取りながら支援してまいります。

9 生活支援事業【受託事業】（16,347千円）

武蔵野市単独事業である生活支援ヘルパー派遣、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業を実施します。地域で安心して住み続けられるために的確な支援を行うことで、介護保険によらない高齢者の在宅生活の質を高める一環としての役割を担います。

なお、「生活支援ヘルパー派遣」は介護保険事業への移行等が進んだことにより、派遣の実績が減少しており、今後も利用者の増加は望みにくい状況です。一方で、平成27年度の介護保険法改正においては、要支援1・2の対象者について、訪問介護と通所介護は、介護保険本体の給付から外れ、保険

者による総合事業へ移行することが想定されていることから、新たな事業展開について市と共に検討してまいります。

10 ホームヘルパー養成等講習事業（5,101千円）

「介護職員初任者研修」を実施します。専門知識のみならず、幅広い視野を持ち、主体的に取り組んでいける専門的な人材を育成し、高齢者を地域で支えていく体制の整備に取り組んでいきます。

この研修受講者の支援のため、今年も、講習終了後一定時間実務に就いた受講生には、講習費の8割を返還する「ケアキャリア26」を行います。

また、認知症高齢者見守り支援事業を担うヘルパーの養成及びフォローアップのための研修も引き続き実施します。

Ⅲ 高齢者福祉施設の管理運営等受託事業（373,393千円）

● 高齢者総合センター受託事業（295,544千円）

高齢者総合センターは、高齢者福祉に関する市の社会資源のひとつです。元気高齢者から要介護高齢者まで様々な利用者像に対応した事業を、市の健康福祉総合計画2012の理念に沿って運営します。

高齢者総合センターの諸事業の内、「センターの管理運営」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」の三事業を市の指定管理事業として、「在宅介護支援センター事業」、「補助器具センター事業」の二事業を市からの受託事業として実施します。

11 高齢者総合センターの管理運営事業【指定管理事業】（59,945千円）

地域の社会資源である高齢者総合センターの管理運営を十全に行い、利用者の利便を図ります。

12 在宅介護支援センター事業【受託事業】（57,159千円）

在宅の要介護高齢者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、保健・福祉の各種サービスを総合的に提供するために、専門職による在宅介護支援事業を行います。

特に本在宅介護支援センターの担当地域は、市の高齢者人口の4分の1を擁し、大規模な集合住宅が林立していることから、独居高齢者等の把握や孤立防止の取組み、地域ニーズの把握に努めます。

昨年度、初めて開催した地域ネットワーク会議は、行政担当者や地域の援助者である多くの市民の皆様に参加いただきましたが、今年度は、それを受け、地域包括ケアや市が標榜する地域リハビリテーションとの関連を重視して、市との連携を図りつつ取組みます。

家族介護者支援については、現行の「みどりの輪」を継続し、介護者家族やプレ家族介護者に相談や情報交換の場を提供し、介護技法の指導のみならず心理的支援の点でも力を注ぎます。また、デイサービスセンターなど他部署の各機能を活用して支援します。

地域包括支援センターブランチ事業を受託し、高齢者虐待、権利擁護、困難事例等への対応を、地域事情に通じた機動性を以て、地域包括支援センターと協働して行います。また、都営第3武蔵野アパートシルバーピア生活援助員（L S A）業務を行うとともに、シルバーピア清岳苑への週1回の出張業務を実施します。

以上の各事業を、円滑に且つ要請されるサービス水準を維持して実施するため、日常業務におけるチーム制やO J T、各種研修会への参加など、様々な手段により職員の育成や資質の向上を図ります。

13 補助器具センター事業【受託事業】（22,649千円）

経験豊富な作業療法士が、福祉用具の選定・使用、住宅改修の実施、加齢等により日常生活に支障のある市民の生活動作の習得等について、ニーズのある市民やその家族、ケアマネジャー等にアドバイスし支援します。

この分野の全市的な社会資源としての専門性を発揮し、民間事業者やケアマネジャーの実務能力向上を図ります。

また、スピーチセラピー（言語療法）やコンチネンス（排泄排尿管理）等の専門相談をより広く展開し、市内の専門職と連携して、利用者福祉の増進に寄与します。

14 デイサービスセンター事業【指定管理事業】（99,246千円）

介護保険によるデイサービス事業を実施します。

多課題を持つご利用者が多い中で、日常生活上の必要なお世話を基本に、個別機能訓練・運動器機能向上プログラムと入浴サービスに重点を置いて、サービスを提供いたします。経験豊富な介護福祉士や看護師、保健師がそれぞれに専門性を発揮し、役割分担して対応いたします。

体操系のプログラムばかりではなく、園芸プログラムや映画を楽しむ会など情緒面からも働きかけ、ご利用者の心身機能を維持向上させ、社会的孤立感を解消し、可能な限り自立した在宅生活を営むことができるように支援します。また、併せて介護を担うご家族の身体的・精神的負担の軽減、レスパイトの確保を図ります。

ご利用者の要介護度や心身状況等の点からは、ショートステイの利用や入院のリスクが高く、安定した通所者確保が難しい面がありますが、ケアマネジャーとの連携等を密にし、サービスの特長や実績をアピールして高い稼働率を上げることを目指します。

さらに、高齢者総合センターで事業展開している利点を生かし、社会活動

センターとの行事の共催、受講者によるボランティア活動等の受け入れ、在宅介護支援センター・補助器具センターと協働して家族介護者支援にも当たります。

近隣の未就学児をセンターが催す季節行事に招き、その保護者等と交流して、地域に開かれた、親しみやすいデイサービスセンターを目指します。これにより住民の福祉マインドを醸成して、ボランティア等の育成、活動に結び付けたいと考えます。なお、ボランティア受け入れについては、ボランティアセンター武蔵野への協力や地域住民への広報、社会活動センター受講生への働きかけなど、様々に対応します。

市内デイサービスセンターの幹事事業者として、市内の事業者のケア水準の向上を主導し、情報発信の拠点としての役割を担い、相互交流、情報交換と自主勉強会を定期的を実施します。

本年度は、市より高齢者等緊急通所モデル事業を受託して、緊急一時保護や一時的な居場所を必要とする高齢者の受け入れを行います。

15 社会活動センター事業【指定管理事業】(56,545千円)

市の指定管理者として、受講生の健康増進、教養・趣味活動の深化、仲間作り等のために教養・芸術・体操等に関する様々な講座を運営し、受講生の自発的な組織である自主グループへの支援を継続して行います。

これらの事業実施によって、健康福祉総合計画 2012 の重点的取組みである「健康づくりと介護予防」の理念に沿って、受講者がいきいきとした健康長寿の生活を送ることができるように努めます。

また、核家族化が進行する現在、小学生と高齢者とのつながりをつむぐ世代間交流事業等を実施します。

高齢者の生きがいと健康作りのために、「地域健康クラブ」を各コミュニティ協議会と協働し、コミュニティセンター等 18 会場で 21 コース実施します。同クラブは平成元年の開始以来今年で 25 年が経過し、延べ受講者は年間 3 万人を数えます。介護予防や地域コミュニティへの参加、仲間作り等の効果をあげている一方、受講者の平均年齢は 78 歳と高齢化していますので、その心身状況に相応する講座メニュー等を工夫して、事故無く満足度の高い運営に努めます。

社会活動センターの受講者は主に健康で自立した市民生活を送る方々ですが、今後は様々な身体状況の受講者への対応が必要です。今年度も、昨年度同様に、デイサービスボランティアの協力を得て、支援を必要とする受講者を援助するボランティアを、育成してまいります。

センターは福祉資源として「地域で支え合う福祉のまちづくり」の一端を担っています。地域で福祉活動に携わっている市民や福祉団体と連携して、これに対応いたします。また、ふれあい文化祭での地域交流コーナーの設置、コミュニティカフェの開催などに取組み、受講者が地域福祉活動の担い手と

なるような動機付けや呼びかけを継続いたします。

なお、自主事業である『ふれあいまつもと』は、今年度もその事業形態・事業内容の変更等の検討を継続して行います。

● 北町高齢者センター受託事業（77,849 千円）

16 北町高齢者センター受託事業【指定管理事業】（77,849 千円）

センター開設以来 26 年の年月を経て、経年による施設の不具合が目立っています。ご利用者に不便の無いように、市とも協議しつつ、施設の管理運営に努めます。

デイサービス（コミュニティーケアサロン）のご利用者は要介護度の軽度・中度を主として重度まで様々です。センターの設立趣旨「世代を超えた交流の場・コミュニティーケアサロン」に則り、ご利用者とボランティア、職員、ご利用者同士の人的交流によって、ご利用者を心理的な面からも支援してまいります。また、ご利用者の趣味活動や生きがいに重点をおいたプログラムを提供して、ご利用者が楽しく過ごせるセンター（センター基本方針）運営を心掛けます。また、広報を充実させるなどにより、高い稼働率の維持を目指します。

デイサービス事業にとって、地域住民ボランティアの存在は不可欠の財産です。事業遂行の各場面でのボランティアによる支援、利用者プログラムへの参画等は設立以来の伝統であり、これを今後も維持発展させます。そのために定期的にボランティアを募集し、新たな人材の確保を図り、その育成に努めます。

なお、土曜日のサービス提供時間の延長については、ご利用者家族を対象としたアンケート結果を基に、利用者ニーズやサービス提供体制を総合的に考察し、市と協議しながら検討を進めます。

本年度は、市より高齢者等緊急通所モデル事業を受託して、緊急一時保護や一時的な居場所を必要とする高齢者の受け入れを行い、機動的にご利用者を支援してまいります。

小規模サービスハウス事業においては、職員やライフキーパーによる日々の見回りや設備点検、入居者個々のニーズに応じた的確な相談援助、コミュニティーケアサロンへのいざない等により入居者の健やかで安心感のある自立した日常生活を支援します。

IV 管理費（103,271 千円）

17 管理費（103,271 千円）

(1) 福祉公社の組織運営事業

理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基金の管理運用、本社社屋の施設管理等、公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行います。

(2) 中長期事業計画及び財政健全化計画の策定

昨年度より財政健全化計画の策定に取り組んでまいりましたが、公社の主要事業である有償在宅福祉サービス事業と権利擁護事業の改廃の検討がされていたことから、策定には至らなかった。本年度は、中長期事業計画の最終年であることから、計画の実施状況を検証し、これを基に来年度より取り組む第2期中長期事業計画を策定するとともに、サービス提供の効率化と合理化、経費の削減などを計画的に進めるため、財政健全化計画を策定いたします。

(3) 人材の育成

昨年度は、年功序列によらず能力とやる気のある職員の登用を目的に、主任及び課長補佐への昇任試験制度を制定しました。本年度は、勤務成績評価を反映した昇給制度等について検討し、職員のモチベーションの向上を図る他、研修委員会により新たな研修計画を策定し各種研修を行うなど、人材育成に取り組んでまいります。

(4) 広報の充実

平成25年度は、広報委員会が福祉公社全体の月刊広報誌「羅針盤」を発行しました。今年度も羅針盤により福祉公社の「今」を市民や関係機関等に継続して広報してまいります。また、ホームページの充実にも努めます。